

女性差別撤廃条約にもとづく 審査に向けて

弁護士 杉 田 明 子

1. 条約及び条約審査について

(1) 訴訟活動等において

- ・ 国内裁判において、当事者は、条約や条約機関からの勧告内容に基づく主張をすることは少なくないため、弁護士にとって、条約や条約機関からの勧告内容は重要な意味を持つ。

1. 条約及び条約審査について

(1) 訴訟活動等において

- ・判決において、条約や勧告に言及する場合もある

(参考) 「女子差別撤廃委員会からの事前質問票への回答」問1)

1. 条約及び条約審査について

(参考) 「女子差別撤廃委員会からの事前質問票への回答」問1)

女性の再婚禁止期間を定める法令の規定の憲法適合性が争点の1つとなった2015年12月16日の最高裁判所大法廷判決において、山浦善樹最高裁判所判事は、その意見の中で、「国連の自由権規約委員会や女子差別撤廃委員会から我が国に対し、再婚禁止期間の制度が国際条約における男女平等や自由に婚姻をすることができる旨の規定に違反するものとされ、1998年以降、廃止すべきことの要請ないし勧告が繰り返しなされていることも重要な事実である。」旨言及した。

1. 条約及び条約審査について

(参考) 「女子差別撤廃委員会からの事前質問票への回答」問1)

夫婦同氏制を定める民法第750条の憲法適合性が争点となった2021年6月23日の最高裁判所決定では、同条は合憲であると判断されたが、一部の最高裁判所判事は同条が違憲であるとの意見であり、その根拠として委員会から勧告を受けたこと等に言及するものがあつた。

1. 条約及び条約審査について

- ・ 勧告等が法律の改正につながる例もある。

○非嫡出子の相続分に関する民法の規定

＜最高裁平成25年9月4日 大法廷決定＞

理由において、人権委員会の勧告等に言及

「我が国の嫡出でない子に関する上記各条約の履行状況等については、平成5年に自由権規約委員会が、包括的に嫡出でない子に関する差別的規定の削除を勧告し、その後、上記各委員会が、具体的に本件規定を含む国籍、戸籍及び相続における差別的規定を問題にして、懸念の表明、法改正の勧告等を繰り返してきた。最近でも、平成22年に、児童の権利委員会が、本件規定の存在を懸念する旨の見解を改めて示している。」

1. 条約及び条約審査について

○非嫡出子の相続分に関する民法の規定

<民法改正>

- ・平成25年12月5日、民法の一部を改正する法律が成立（同月11日公布・施行）。

900条4号但書の前半部分を削除し、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等に

1. 条約及び条約審査について

○女性にのみ再婚禁止期間を設ける民法の規定
＜最高裁平成27年12月16日 大法廷判決＞

「本件規定（733条2項）のうち100日超過部分が憲法24条2項にいう両性の本質的平等に立脚したものでなくなっていたことも明らかであり、上記当時において、同部分は、憲法14条1項に違反するとともに、憲法24条2項にも違反するに至っていたというべきである。」

1. 条約及び条約審査について

○女性にのみ再婚禁止期間を設ける民法の規定

- （山浦善樹裁判官 反対意見）

「国連の自由権規約委員会や女子差別撤廃委員会から我が国に対し、再婚禁止期間の制度が国際条約における男女平等や自由に婚姻をすることができる旨の規定に違反するものとされ、1998年以降、廃止すべきことの要請ないし勧告が繰り返しなされていることも重要な事実である。」

1. 条約及び条約審査について

○女性にのみ再婚禁止期間を設ける民法の規定 ＜民法改正＞

- ・平成28年6月1日、民法の一部を改正する法律が成立し、女性の再婚禁止期間が6か月から100日に短縮（同月7日公布・施行）。



- ・令和4年12月10日、民法の嫡出推定制度の見直し等を内容とする民法等の一部を改正する法律が成立し、同月16日公布（令和6年4月1日施行）。女性の再婚禁止期間は廃止

1. 条約及び条約審査について

○夫婦同姓制度に関する民法の規定について ＜最高裁令和3年6月23日 大法廷決定＞

「平成27年大法廷判決以降にみられる女性の有業率の上昇，管理職に占める女性の割合の増加その他の社会の変化や，いわゆる選択的夫婦別氏制の導入に賛成する者の割合の増加その他の国民の意識の変化といった原決定が認定する諸事情等を踏まえても，平成27年大法廷判決の判断を変更すべきものとは認められない。」

1. 条約及び条約審査について

○夫婦同氏制を定める民法の規定について

(三浦守裁判官 意見)

「国際的な動向をみると、昭和54年に採択され、昭和60年に我が国も批准した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は、締約国に対し、いわゆる間接差別を含め、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃を義務付け（1条、2条）、自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利並びに姓を選択する権利を含む夫及び妻の同一の個人的権利について、女性に対する差別の撤廃を義務付けている（16条1項(b)、(g)）。」

1. 条約及び条約審査について

○夫婦同姓を強制する民法の規定について

「女子差別撤廃委員会は、一般勧告において、各パートナーは、自己の姓を選択する権利を有し、法又は慣習により、婚姻に際して自己の姓の変更を強制される場合には、女性は、その権利を否定されているものとし、さらに、我が国の定期報告に関する最終見解において、繰り返し、女性が婚姻前の姓を使用し続けられるように法律の規定を改正することを勧告している。」

1. 条約及び条約審査について

○夫婦同姓を強制する民法の規定について

（宮崎裕子裁判官、宇賀克也裁判官 反対意見）

ウ 我が国が女子差別撤廃条約に基づいて夫婦同氏制の法改正を要請する3度目の正式勧告を平成28年に受けたという事実は夫婦同氏制が国会の立法裁量を超えるものであることを強く推認させること

1. 条約及び条約審査について

(2) 選択議定書の批准（個人通報制度）

- 個人通報制度は、国際人権条約で保障された権利を侵害された者が、国内で裁判などの救済手続を尽くしてもなお権利が回復されない場合に、人権条約機関に直接救済の申立てができる手続であり、個人の権利救済にとって非常に重要な制度である。

(参考) 「女子差別撤廃委員会からの事前質問票への回答」問1

1. 条約及び条約審査について

(3) 条約審査における弁護士・弁護士会の関わり

- ・ 日弁連はN G Oの一つとして、情報提供を行っている。
- ・ 第9回報告に関する書審査関係の活動
 - ✓ 「会期前作業部会によって作成される事前質問リストに盛り込まれるべき事項とその背景事情について」提出
 - ✓ 2020年3月2日12:00～13:00に行われた事前作業部会での情報提供
 - ✓ 「女性差別撤廃条約に基づく第9回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書」提出
- ・ 勧告内容の実現に向けた取り組み

2. CEDAW審査にあたって日本政府に期待すること

○審査当日について

- ・誠実な対話をしてほしい。質問に端的に答えてほしい。

○勧告について

- ・勧告内容の周知・実現

(参考) 「女子差別撤廃委員会からの事前質問票への回答」問1